

# 平成 28 年度 知財ビジネス評価書作成支援 公募要領 (応募枠 A)

平成 28 年 6 月

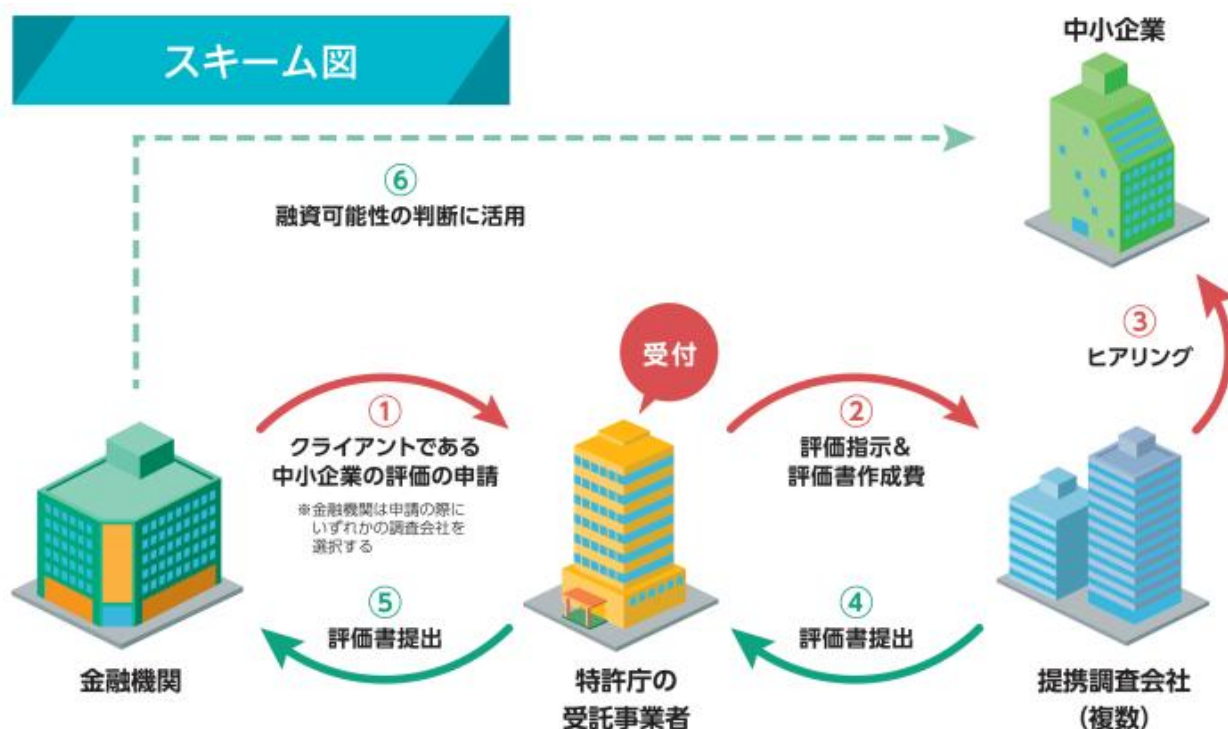
中小企業知財金融促進事業事務局

(受託事業者：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

## 1. 知財ビジネス評価書について

### (1) 目的

特許等の知的財産<sup>1</sup>を活用している中小企業の事業を適正に評価し、金融機関からの融資等の経営支援の可能性拡大に資するために、中小企業の知財ビジネス評価書を無料で作成・提供いたします。知財ビジネス評価書は、金融機関が特許等の知的財産を活用している中小企業への融資等の経営支援を検討するにあたり、客観的な評価に基づく判断の補強材料としてご活用いただくことを想定しています。



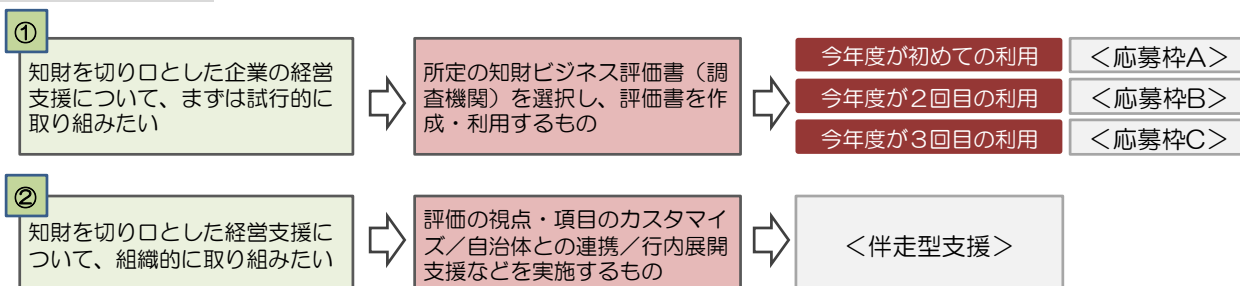
<sup>1</sup> 知的財産について：本事業で知的財産とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権としています。

## (2) 知財ビジネス評価書の作成

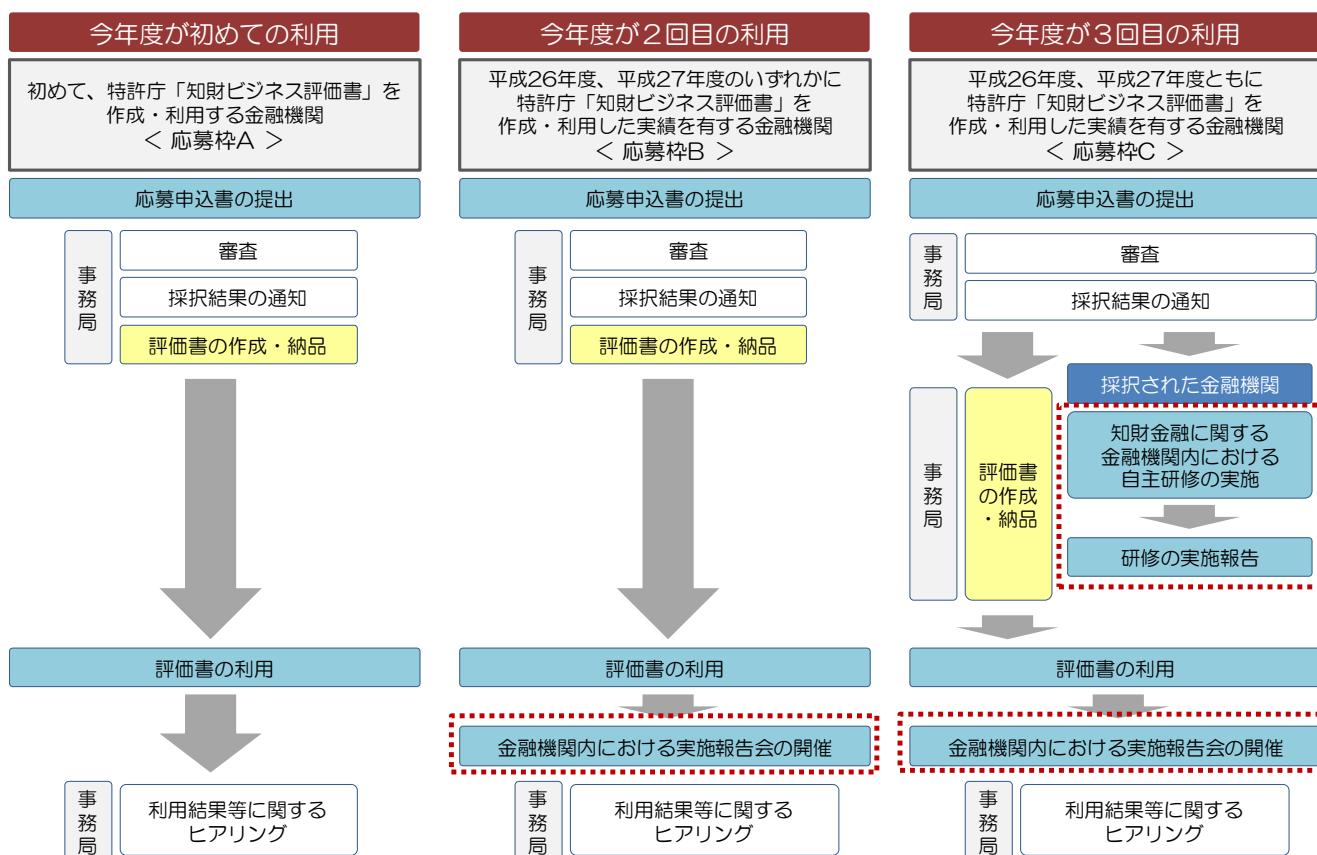
知財ビジネス評価書の作成は高い専門性を有する調査会社が実施します。評価方法や内容等は調査会社ごとに特徴があるため、「5. 調査会社について」をご参照の上で案件の性質に応じた調査会社を選定<sup>2</sup>ください。

知財ビジネス評価書を作成するにあたり、融資等の経営支援をご検討されている対象企業に対して調査会社がヒアリング等を実施させていただく場合がございます。また、作成した知財ビジネス評価書をご利用された後に、中小企業知財金融促進事業事務局から応募者（金融機関）に対してビジネス評価書に関するご意見を伺わせていただきます。

### < 4つの公募枠 >



### < 本事業の流れ： 上記①（応募枠 A～C）について<sup>3</sup> >



<sup>2</sup> 調査会社について：各調査会社が作成する評価書の様式やサンプルを知財金融ウェブサイトに掲載しております。調査会社選定の際に参照してください。（<http://chizai-kinyu.jp>）

<sup>3</sup> 過去の知財ビジネス評価書の利用回数に応じて、応募枠や応募書類は異なります。なお、応募枠 A に該当する金融機関が応募枠 B あるいは C で応募すること、また、応募枠 B に該当する金融機関が応募枠 C で応募することは可能です。

## 2. 募集について

### (1) 募集内容

件名	知財ビジネス評価書作成支援
募集期間	平成 28 年 6 月 20 日～平成 28 年 12 月末 ※ただし採択予定件数に達し次第終了
募集形式	公募
採択予定件数	応募枠 A, B, C の合計で 120 件程度

### (2) 応募資格

- 中小企業等への融資を行っている金融機関であること。
- 採択された場合に、ご利用いただいた金融機関として、金融機関名を公表することに同意できること。  
※ 評価の対象となった企業の名称公開は任意です。
- 応募申込書に記載した内容等について、事務局による応募者へのヒアリングが可能であること。
- 対象企業が、特許、実用新案、意匠、商標のいずれかを有していること。
- 対象企業の内諾を得ており、また調査会社によるヒアリングが可能であること。
- 知財ビジネス評価書利用後に事務局による応募者へのヒアリングが可能であること。
- 知財ビジネス評価書利用後 5 年間、金融機関内部での評価書の活用状況等についてフォローアップ調査への協力が可能であること。
- 企業の技術力や知的財産等を何らかの形で評価することに関心があること。
- その他、本応募要領に記載されている内容に承諾できること。
- 評価の対象企業が次のいずれにも該当しない者であること。
  - \* 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。))の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
  - \* 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - \* 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - \* 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

※ヒアリング等を通じて得た内容につきましては、特許庁に事例として報告をさせていただきます。また貴社及び案件当事者の同意を前提として事例として公表させていただく場合があります。

### (3) 応募方法

応募にあたっては、「4. 個人情報保護」の内容にご同意いただいたうえで、以下の書類を「③提出場所」に記載の宛先まで電子メールもしくは郵送にてお送りください。

※審査の過程で、応募内容に関する問い合わせや相談をさせて頂く場合があります。

#### ①提出書類

- 1) 応募申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

※提出書類の返却は致しませんので、ご了承ください。

#### ②提出期限

平成28年6月20日より平成28年12月末までは随時提出いただけます。ただし、年度の途中で採択予定件数の上限に達した場合は、募集を締め切らせていただきます。

#### ③提出場所

- ・メールでの応募の場合

E-mail: ipf@murc.jp

※メールの件名は、

①一般公募の場合は、件名を「知財ビジネス評価書 一般応募」

②伴走型支援の場合は、件名を「伴走型支援応募」

と記載してください。

- ・郵送での応募の場合

〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2 オランダヒルズ森タワー

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

中小企業知財金融促進事業事務局

上野 翼

※封筒に「知財ビジネス評価書応募書類在中」と朱書きすること。

### 3. 結果の通知について

- \*応募いただいた案件から随時選定を行い、採択・不採択に関わらず結果を通知します。  
(調査の開始時期については、ご相談をさせて頂く場合があります。)
- \*採択されなかった場合についての応募書類につきましては当社にて書類を廃棄します。
- \*特定の地域、金融機関、調査会社に係る応募が集中した場合は、本事業を広くご利用  
いただきたい趣旨から採択する案件を制限させていただく可能性があります。

### 4. 個人情報保護

提出頂いた個人情報は、当社の「個人情報保護方針」

(<http://www.murc.jp/profile/privacy.html>) に従って、適切に取扱います。以下にご同意の上、応募申込書にご記入ください。

#### (1) 個人情報の利用目的

お預かりした個人情報は、選考等に係る当社からの連絡にのみ使用します。また選考書類使用後は当社にて書類を破棄します。案件が採択された方については、知財ビジネス評価書に係る業務終了時に書類を破棄します。

#### (2) 個人情報の共同利用・第三者提供

お預かりした個人情報の共同利用及び第三者提供の予定はありません。

#### (3) 個人情報の取扱いの委託

利用目的の範囲内において、当社以外の第三者に個人情報の取り扱いを委託することがあります。その場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって個人情報の保護水準を守るよう定め、個人情報を適切に取り扱います。

#### (4) 個人情報の提供の任意性とそれに対する影響

個人情報の提供は任意です。但しご依頼した資料をご提供いただけない場合、選考の対象から外れる場合があります。

#### (5) 個人情報に関するお問い合わせ

お預かりした個人情報の開示、訂正等、利用停止等、若しくは利用目的の通知のご請求または個人情報に関する苦情のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、下記までご連絡ください。

個人情報保護に関するお問い合わせ先：

(特許庁受託事業) 中小企業知財金融促進事業事務局  
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社  
知的財産コンサルティング室 担当：上野(うえの)  
〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー  
TEL: 03-6733-1405 E-mail: ipf@murc.jp

## 5. 調査会社について

### (1) 調査会社

知財ビジネス評価書の作成については、事務局が提携している13の調査会社から、応募者が作成を依頼したい調査会社を指定します。いずれの調査会社が作成する場合も、無償にて実施致します。

### (2) 各調査会社の特徴

ご利用する調査会社については、以下に記載する各調査会社の特徴や知財金融ウェブサイトに掲載している各社の評価書の様式、サンプルをご一読の上で選定ください。

※黄色の網掛け箇所：知財・技術等に関する基本的な評価

※オレンジ色の網掛け箇所：事業性に関する評価・解説

項目		調査会社												
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
企業	事業概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	業績の推移	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
知財・技術等	対象知財・技術等の概要、特徴	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	対象知財・技術等の優位性、課題 (定性評価)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	対象知財・技術等の経済価値評価 (定量評価)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	類似知財・技術等の概要、特徴	○ <sup>※1</sup>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	対象知財・技術等の市場におけるポジション (パテントマップ)	○ <sup>※1</sup>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業・ビジネスモデル	対象知財・技術等を用いた事業の概要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	対象知財・技術等を用いた事業の市場 動向	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	対象知財・技術等を用いた事業の優位 性、課題 (SWOT/定性評価)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	対象知財・技術等を用いた事業の市場 性 (経済価値評価/定量評価)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
補足事項	評価書作成時の対象企業へのヒアリング調査の実施有無	有	有	有	有	有	有 <sup>※3</sup>	無	有	有	有	無	有	有
	評価書作成時の対象企業へのアンケート調査の実施有無	無	無	無	無	有	有	無	無	有	有	無	有	有
	評価書作成が困難な業種の有無	無	有	無	無	有	無	無	有	無	有	無	無	有
	評価書作成に要する期間 (ヒアリング、アンケートを行う場合)	4週間	4週間程度	3週間	3-4週間	4週間程度	ヒア後 2-4週間 <sup>※4</sup>	—	10日	15日	10日	—	3週間	3週間
	評価書作成に要する期間 (ヒアリング、アンケートを行わない場合)	—	—	—	—	—	—	5 営業日	7日	—	7日	2週間	2週間	3週間

注1) 特定の特許権等が対象会社事業の障害となっている場合に実施。

注2) パテントマップでの表現が有効な場合に実施。

注3) 要望に応じて実施。

注4) ヒアリング等の後2週間～4週間で評価書を作成。追加ヒアリング等が必要な場合は延びることがある。

<参考>

①調査会社 A

<p>1. 評価書に記載される項目</p>	<p>(1) 対象会社及び事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社概要、業績推移等</li> <li>・ 製品及びサービスの特徴</li> <li>・ 技術及び知的財産の状況</li> <li>・ 市場及び競合の状況</li> </ul> <p>(2) 事業上及び知財戦略上の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場、競合、製品・サービス（将来性、成長性）</li> <li>・ 知的財産（独占排他性、持続性）</li> </ul> <p>(3) 価値評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知財を活用している事業の価値評価</li> <li>・ 事業に活用されている知財の価値評価</li> </ul> <p>(4) 総合評価（事業性評価）</p>
<p>2. 評価書作成にあたっての諸条件</p>	<p>(1) 対象企業への訪問ヒアリング調査：あり</p> <p>(2) 対応が難しい業種：なし</p> <p>(3) 金銭的な価値の算出：あり</p> <p>(4) 評価書作成に要する期間：対象会社へのヒアリング実施後、概ね4週間</p>
<p>3. 評価の流れ</p>	<p>(1) 実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象会社からの提供資料（財務情報、非財務情報）に加え、公開されている情報を適宜収集し、対象会社の事業及び知財に関する実態を把握</li> </ul> <p>(2) 課題分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場の動向（ニーズ、成長性）、競合の状況、社内の状況（人員、財務、ビジネスモデル、知財、等）を分析し、課題を抽出</li> </ul> <p>(3) 総合評価（事業性評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的財産を活用した事業戦略の分析に基づき、対象会社事業の将来性や成長可能性を検討</li> <li>・ 知財を活用している事業の価値評価</li> <li>・ 事業に活用されている知財の価値評価</li> </ul> <p>(4) （必要に応じ）提言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部専門家の活用</li> <li>・ 金融機関に求められる支援策</li> </ul>
<p>4. 評価に使用する資料</p>	<p>(1) 対象会社の財務諸表、法人税申告書</p> <p>(2) 対象企業の事業・製品・サービス・知的財産に関する資料（非財務情報）</p> <p>(3) 対象企業の事業計画（予算）</p> <p>(4) 知的財産に関する公開情報（J-PlatPat 等）</p>

	(5) 対象企業及び同業者、業界に関して公開されている各種資料
5. 関連すると思われる評価実績	<p>(1) 事業価値評価の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IT系ベンチャー企業の株式価値評価業務</li> <li>・ 医療系ベンチャー企業の株式価値評価業務</li> <li>・ 大手海運会社の海外事業統合に関する評価業務</li> <li>・ 住宅販売会社の事業統合に関する評価業務</li> <li>・ 非上場二輪車販売会社に関する評価業務</li> </ul> <p>(2) 知財価値評価の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成26年度及び平成27年度の知財ビジネス評価書作成支援業務における調査業務</li> <li>・ 日本弁理士会知的財産価値評価推進センターの推薦による、福祉ベンチャー特許権及び意匠権評価業務</li> <li>・ ファンド投資先の商標権評価に関するアドバイス</li> <li>・ ベンチャー企業の創業者が保有する発明対価請求権の評価</li> <li>・ 大手化学会社の特許権譲渡に関する評価業務</li> <li>・ 大手自動車会社の海外機能移転に関する評価業務</li> <li>・ 大手電子部品会社のグループ内知財移転に関する評価業務</li> <li>・ 大手電機メーカーが買収した海外ベンチャーの知的財産に関する評価業務</li> </ul>
6. その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本知的財産協会機関誌「知財管理」2016年4月号に論文「知財を活用した資金調達」を寄稿</li> <li>・ 日本弁理士会関東支部及び日本公認会計士協会東京会・神奈川県会との合同研修（2016年2月）において「弁理士と公認会計士による知的財産の証券化」の講師</li> <li>・ 日本弁理士会関東支部研修（平成27年12月）において「企業において戦略的なグローバル知財管理を実現する方法」の講師</li> <li>・ グローバル知財戦略フォーラム2015（INPIT主催、平成27年1月26日）において、パネリストの一人として登壇</li> <li>・ 大手コンサルティング会社において、事業計画の策定支援や、事業再生コンサルティングの経験あり</li> </ul>



②調査会社 B

<p>1. 評価書に記載される項目</p>	<p>(1) 評価結果の要約</p> <p>(2) 対象企業概要 ・ 事業概要や業績推移等</p> <p>(3) 保有技術／製品の概要 ・ 基本的なビジネスモデルや製品の特徴等</p> <p>(4) 保有技術／製品の評価 ・ 保有技術の新規性や競合と比較した優位性、知的財産の有効性等</p> <p>(5) 市場性／将来性の評価 ・ 市場規模と成長見通し、競争環境の変化の可能性、新規市場の可能性等</p> <p>(6) 課題 ・ 技術面、事業面、知的財産面での今後の課題等</p>
<p>2. 評価書作成にあたっての諸条件</p>	<p>(1) 対象企業への訪問ヒアリング調査：あり</p> <p>(2) 対応が難しい業種：バイオ、製薬、半導体、金融</p> <p>(3) 金銭的な価値の算出：なし</p> <p>(4) 評価書作成に要する期間：評価対象企業へのヒアリング実施後、概ね 1 カ月程度</p>
<p>3. 評価の流れ</p>	<p>(1) ヒアリング調査および公開情報・提供資料をもとに、3 C等の観点から対象企業の事業性評価に重点をおいた分析を実施</p> <p>(2) 対象企業が保有する知的財産がビジネスの競争力に対して寄与する効果や貢献度を明らかにした上で、今後に向けた事業上の課題やリスクファクターを解説する</p>
<p>4. 評価に使用する資料</p>	<p>(1) 対象企業及び同業者、業界に関して公開されている各種資料</p> <p>(2) 評価機関 B の自主企画調査レポート</p> <p>(3) 商用 DB</p> <p>(4) 知的財産に関する公開情報 (J-PlatPat 等)</p>
<p>5. 関連すると思われる評価実績</p>	<p>(1) 知財ビジネス評価書作成実績 (平成 26 年度) ・ 合計 19 件 (製造業、建設業、エンジニアリング業など)</p> <p>(2) 知財ビジネス評価書作成実績 (平成 27 年度) ・ 合計 34 件 (製造業、建設業、飲食サービス業など)</p> <p>(3) 中小企業の技術評価 ・ 先端分析機器・装置の開発・製造・エンジニアリング ・ CAE 受託解析及び 3 次元計測装置販売 ・ 溶射装置の開発・製造及び賃加工型溶射サービス など</p> <p>(4) その他、投資ファンド／コンサルティング会社からの事業デューデリジェンス受託実績多数</p>

③調査会社 C

<p>1. 評価書に記載される項目</p>	<p>(1) 企業の概要及び強み ・企業の業績及び事業概要、ノウハウや販売力等の強みの分析</p> <p>(2) 知的財産権の概要及び調査分析 ・知的財産権の概要、法的ステイタス、技術的な強み等の分析 ・特許データベース会社に基づく特許の格付</p> <p>(3) 知財や技術に関連する市場の調査 ・企業や技術を取り巻く市場環境や市場におけるポジション等の分析</p> <p>(4) 知財価値評価 ・知財担保にも使用される価値評価、処分価値や企業の実態バランスを踏まえた知財価値を算出</p> <p>(5) 知財活用の課題とソリューション ・現状の知財活用状況を分析し、知財活用の課題を抽出し、課題に対する知財活用のソリューション ・ビジネスマッチング等への活用を想定したライセンス等の実効性のあるソリューションを提供</p>
<p>2. 評価書作成にあたっての諸条件</p>	<p>(1) 対象企業への訪問ヒアリング調査：あり メール、書面、電話等のみで企業情報を取得する場合もある</p> <p>(2) 全業種対応</p> <p>(3) 金銭的な価値の算出：あり</p> <p>(4) 評価書作成に要する期間：評価対象企業へのヒアリング実施後、概ね3週間程度</p>
<p>3. 評価の流れ</p>	<p>(1) 対象企業へのヒアリングを実施</p> <p>(2) 知財のデータベースや製品の市場データの調査・分析</p> <p>(3) ヒアリング及び調査データに基づく会社や技術等の強み、課題分析、ソリューションを分析</p> <p>(4) ヒアリングや調査を踏まえて、知財の金銭的価値を算定</p>
<p>4. 評価に使用する資料</p>	<p>(1) 対象企業の決算書（過去3年分）及び事業計画</p> <p>(2) 対象企業の製品・技術概要</p> <p>(3) 特許等の知的財産の公開データ（J-PlatPat等）</p> <p>(4) 特許データベース会社による特許格付</p> <p>(5) 市場関係の公開データ</p>
<p>5. 関連すると思われる評価実績</p>	<p>(1) 弊社の金融機関向け知財価値評価の実績 ・金融機関向けの知財評価件数 87 件、取扱金融機関数 31 金融機関金融機関の実績あり</p> <p>(2) 弊社の知財価値評価に基づく知財担保融資の実績 ・評価に基づく融資件数 25 件、融資額約 55 億円の実績あり。</p>
<p>6. その他の情報</p>	<p>・政府系金融機関及び地方銀行と提携し、知財評価融資制度の知財</p>

	<p>評価会社として、知財評価、融資後のモニタリング、担保処分の融資制度を支援するサービスを提供。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・各金融機関で事業性評価の 1 つとして活用されており、融資以外にも弊社の知財評価書を使用した融資先の営業支援やビジネスマッチング、ライセンス等を実施した実績あり。</li></ul>
--	--

#### ④調査会社 D

1. 評価書に記載される項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 評価の目的</li> <li>(2) 評価対象知的財産権の目録</li> <li>(3) 評価額</li> <li>(4) 基準日</li> <li>(5) 評価の前提</li> <li>(6) 評価手法とその選定理由</li> <li>(7) 市場分析と対象企業の売上予測</li> <li>(8) 評価対象知的財産権の定性評価</li> <li>(9) 評価対象知的財産権の金銭的価値評価</li> <li>(10) 今後の課題</li> </ul>
2. 評価書作成にあたっての諸条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 対象企業への訪問ヒアリング調査：あり</li> <li>(2) 対応が難しい業種：なし</li> <li>(3) 金銭的な価値の算出：あり</li> <li>(4) 評価書作成に要する期間：評価対象企業へのヒアリング実施後、概ね3～4週間</li> </ul>
3. 評価の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ヒアリング調査及び公開情報・提供資料に基づいて、対象企業の事業内容及び事業計画、対象企業の事業に関する市場動向、評価対象知的財産権の内容等を把握</li> <li>(2) (1)の結果に基づいて、対象企業の売上予測、評価対象知的財産権の定性評価等を実施</li> <li>(3) (2)の結果に基づいて、評価対象知的財産権の定性評価を踏まえた評価額を算出</li> </ul>
4. 評価に使用する資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 評価対象知的財産権の包袋（出願関連書類一式）</li> <li>(2) 対象企業の財務諸表</li> <li>(3) 対象企業の事業計画</li> <li>(4) 関連知的財産権に関する情報（J-PlatPat、民間特許データベース等）</li> <li>(5) 対象企業及び同業者、業界に関して公開されている各種資料</li> </ul>
5. 関連すると思われる評価実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 裁判案件での評価人推薦実績約170件（昭和58年以降）</li> <li>(2) 民間案件での知的財産権の現物出資時の評価、譲渡価格の評価</li> </ul>
6. その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 上記のように、評価対象知的財産権の定性評価を行いますので、例えば評価対象知的財産権が特許権であれば、特許請求の範囲の記載（権利内容）も精査して評価いたします。</li> <li>(2) 評価書の作成は、当調査会社が選任する弁理士が行います。</li> </ul>

⑤調査会社 E

<p>1. 評価書に記載される項目</p>	<p>(1) 対象企業概要          ・ 事業概要や業績推移等</p> <p>(2) 企業・製品・商材の特徴          ・ 企業の強みや産業全体の中での製品の特徴等</p> <p>(3) 保有している知的財産権          ・ 保有している知的財産権の概要等</p> <p>(4) パテントマップによる評価（必要に応じて）          ・ 他者の出願動向も加味した自社特許の分析等</p> <p>(5) 知的財産活動の評価          ・ 知的財産活動によって社内で生じた変化等</p> <p>(6) 財務情報の評価</p> <p>(7) 非財務情報の評価</p> <p>(8) 事業計画達成の評価</p> <p>(9) 総評</p>
<p>2. 評価書作成にあたっての諸条件</p>	<p>(1) 対象企業への訪問ヒアリング調査：あり</p> <p>(2) 対応が難しい業種：なし</p> <p>(3) 金銭的な価値の算出：なし</p> <p>(4) 評価書作成に要する期間：評価対象企業へのヒアリング実施後、概ね 2 週間～1 カ月程度</p>
<p>3. 評価の流れ</p>	<p>(1) ヒアリング調査および公開情報・提供資料をもとに、知的資産経営の手法を活用して対象企業の本当の強みを分析（ヒアリング内容例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金調達の原因とその用途</li> <li>・ 企業ポリシーの内外への浸透度</li> <li>・ 人材育成状況に関して</li> <li>・ 企業内組織と意思決定プロセスに関して</li> <li>・ 自社の強み（客観的に見える情報）</li> <li>・ 最も利益率の高い商品の商流</li> <li>・ 知的財産について、「権利化されているもの」「しないもの」および「その使い方」</li> <li>・ 事業計画に係る質問（取引銀行、融資実績、返済実績、個人補償の可能性、担保状況、仕入れの環境、技術、知的財産、商品の製造力、販売能力、売先、顧客との関係など）</li> </ul> <p>(2) その上で、知的財産がビジネスに与える影響や事業計画の実行可能性、経営方針、内部マネジメント等の側面も含めて総合的な評価を実施</p>
<p>4. 評価に使用する</p>	<p>(1) 対象企業の決算書</p>

資料（提供を依頼する可能性がある資料）	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 対象企業の事業計画</li> <li>(3) 知的財産に関する公開情報（J-PlatPat 等）</li> <li>(4) 対象企業及び同業者、業界に関して公開されている各種資料</li> </ul>
5. 関連すると思われる評価実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 知的資産経営報告書の評価</li> <li>(2) 金融機関に対する知的財産のリスク評価と指導</li> </ul>

⑥調査会社 F

<p>1. 評価書に記載される項目</p>	<p>※応募者の要望が異なる可能性があることを踏まえて、「パターン①簡易版」「パターン②特許マップ版」「パターン③経済価値評価版」の3パターンを用意しておりますので、応募時にはパターンも含めて選択ください。なお、商標（ブランド）、意匠（デザイン）を有する企業の事業についても同様に評価が可能です。</p> <p>(1) 本評価書の目的および条件等</p> <p>(2) 対象企業概要 ・事業内容や業績等</p> <p>(3) 対象事業・技術の概要</p> <p>(4) 対象事業・技術の市場動向（<u>パターン①では記載されません</u>）</p> <p>(5) 対象事業・技術における特許動向および位置づけ ・対象事業における出願件数のシェアや出願動向等 ・パターン②特許マップ版ではより詳細な特許マップを掲載</p> <p>(6) 対象事業における知財サポート力の評価 ・特許技術の独自性や防衛力、収益力、重要度等 ・パターン②特許マップ版ではより詳細な特許マップを掲載</p> <p>(7) 対象知財・技術等を用いた事業の優位性、課題（定性評価） （<u>パターン①②では記載されません</u>）</p> <p>(8) 総評</p> <p>(9) 対象知的財産権の評価額（<u>パターン①②では記載されません</u>）</p> <p>(10) 参考：対象知的財産権の売却先候補（<u>パターン①②では記載されません</u>）</p>
<p>2. 評価書作成にあたっての諸条件</p>	<p>(1) 対象企業への訪問ヒアリング調査：要望に応じて対応します。 （訪問ヒアリング調査が対象企業、評価する側にとっても有益といえますが、ご要望、ご状況に応じて対応させていただいております。なお、訪問ヒアリングが無い場合でも書面での調査（アンケート）は原則としてさせていただいております。）</p> <p>(2) 対応が難しい業種：なし</p> <p>(3) 金銭的な価値の算出：あり（ただしパターン①②では算出なし）</p> <p>(4) 評価書作成に要する期間：評価対象企業からのヒアリング実施後、パターン①は概ね2週間程度、パターン②は概ね3週間程度、パターン③は概ね4週間程度。ただし、追加ヒアリング等が必要な場合は延びることがあります。</p>
<p>3. 評価の流れ</p>	<p>(1) 対象企業に対する書面によるアンケート調査もしくはヒアリング調査をもとに対象企業の事業概要を把握</p> <p>(2) その上で、特許等のデータベースや企業情報のデータベース等から収集した情報も含めて評価を実施</p>

4. 評価に使用する資料	<p>(1) 対象企業の事業概要</p> <p>(2) 知的財産に関する公開情報</p> <p>(3) 対象企業及び同業者、業界に関して公開されている各種資料</p>
5. 関連すると思われる評価実績	<p>(1) 特許マップ作成の実績、調査・解析の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績がある業種・業界： 化学、医薬・バイオ、電気・電子・IT、機械、食品・飲料など全分野</li> <li>・実績がある調査・解析の目的： 業界動向分析、競合他社との比較分析、ライセンス・譲渡・提携先候補の探索、重要特許の特定など</li> </ul> <p>(2) 知財の経済的価値評価の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績がある業種・業界： 建築、医療、電気・電子・通信・IT、食品、機械、サービス、アパレル、コンテンツ、音楽など</li> <li>・実績がある経済的価値評価の目的： 投資スキーム（知財担保）に係る特許価値評価、ベンチャー企業のファイナンスに係る特許価値評価、商標権・ブランドの経済的価値評価など</li> </ul> <p>(3) 昨年度の知財ビジネス評価書作成の多くの実績</p>
6. その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知財 DD の取り扱い実績も多数あり</li> </ul>



⑦調査会社 G

<p>1. 評価書に記載される項目</p>	<p>(1) 概要・事業環境等  (2) 時系列の出願、登録動向（過去 20 年）  ・対象企業の過去 20 年間に於ける出願数および登録件数  (3) 登録知財の内容  ・対象企業の保有知財の概要  (4) その他の出願内容  ・審査中、拒絶等の登録には至っていない出願リスト  (5) 主要発明者（特許の場合）  ・出願に係る発明者のリスト  (6) 他者とのコラボレーション  (7) 出願から見た競合企業  (8) 注目知財の例  (9) 経済価値  ・知財の評価額  (10) その他</p>
<p>2. 評価書作成にあたっての諸条件</p>	<p>(1) 対象企業への訪問ヒアリング調査：なし  (2) 対応が難しい業種：なし  (3) 金銭的な価値の算出：あり  (4) 評価書作成に要する期間：受託後 5 営業日程度</p>
<p>3. 評価の流れ</p>	<p>(1) 公開情報をもとに各種情報を把握  （財務諸表等の業績情報が非公開の企業については、金融機関に提供を依頼し、利用する場合あり）  (2) 独自のデータベース・分析ツールや各種公開データベース等を用いて特許分析を実施  (3) 独自の分析ツールを用いて知財の経済価値を算出（例えば、特許であれば、各特許が属する技術分類で、同レベルの重要性（閲覧数、情報提供数、被引用件数等）の特許を持つ平均的な経済価値を、独自の統計モデルにより評価した値を基準として算出）  (4) 必要に応じて、各財務諸表を使用した調査・分析を実施し、知財が生み出しているキャッシュフローの推計に利用</p>
<p>4. 評価に使用する資料</p>	<p>(1) 対象企業の事業、財務に関する公開情報（HP、会社案内等）  (2) 知財に関する公開情報  (3) 同業他社、業界・市場、関連法令に関する各種公開資料</p>
<p>5. 関連すると思われる評価実績</p>	<p>(1) 本評価書を活用した評価実績：90 件  主な対象業種は、化学、精密機器、自動車・航空機、IT・ソフトウェア開発、食品製造加工、建築、ESCO 等全分野。  (2) 他の関連する評価実績：</p>

	<p><b>【知財担保価値評価】</b></p> <p>金融機関が実施する知財担保融資において、担保価値評価書の作成業務を行っている。実績多数。この場合はヒアリングや社内データ等の実地調査を実施し、事業計画の妥当性や換価処分可能性等を勘案し、ディスカウントキャッシュフロー法により評価を行う。</p> <p><b>【知財デューデリジェンス】</b></p> <p>M&amp;A 等のアライアンスや事業承継において、対象企業における保有知財の事業活用状況、権利関係（共有・侵害の有無）、係争状況、有効性等の調査、知財の売買価値の算定を行うほか、将来の知財活用戦略・事業計画の立案などを支援している。実績多数。</p>
--	--

⑧調査会社 H

<p>1. 評価書に記載される項目</p>	<p>※評価対象となる知的財産権により、評価項目が若干異なりますことご了承くださいお願いいたします。</p> <p>(1) 背景と目的</p> <p>(2) エグゼグティブサマリー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価結果を獲得ポイント数と★数でランキング表示</li> <li>・評価結果のバランスが一目でわかる5軸レーダチャート表示</li> <li>・コメント欄に今後の改善点などをアドバイス</li> </ul> <p>(3) 評価結果の一覧</p> <p>評価軸及び各評価項目の一覧と評価結果を記載。 原則は5軸、各軸最大3項目で評価を実施。</p> <p>(4) 詳細評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場動向</li> </ul> <p>対象製品、事業の国内外の市場動向、最近のトピックスなどを評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保有知的財産権の評価</li> </ul> <p>保有する知的財産権の種類、数量、ステイタス、海外出願状況等を評価。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術力の評価</li> </ul> <p>保有する知的財産権から競合他社との技術力を比較・評価。 発明者の新旧など技術マネジメント力も評価。 評価対象が商標のみの場合は、例示サンプルのようにロコミでの評価等で代替。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・価値評価</li> </ul> <p>権利者情報、侵害立証性、他社類似特許などから競合他社への影響度や活用性を評価。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他</li> </ul> <p>対象企業様へ事前ヒアリングする際はご要望を参考に独自設定。</p>
<p>2. 評価書作成にあたっての諸条件</p>	<p>(1) 対象企業への訪問ヒアリング調査：ご要望により実施、原則は公開情報から評価を実施。</p> <p>(2) 対応が難しい業種：有機化学、医薬</p> <p>(3) 金銭的な価値の算出：有り（案件により算出できない場合有り）</p> <p>(4) 評価書作成に要する期間：概ね7～10営業日</p>
<p>3. 評価の流れ</p>	<p>(1) 提供資料を元に公開情報から対象企業の事業内容、強み、弱みを把握。</p> <p>(2) 原則は官公庁の統計データより、国内外の市場情報を把握。</p> <p>(3) 商用データベースから、対象企業の保有する知的財産権の種類、数、ステイタス情報を把握。競合他社とのベンチマークから、知的財産の視点で技術力を評価。</p>

	<p>(4) 保有する知的財産権の詳細内容を分析、権利者情報、権利範囲、侵害立証性などを評価し、他社への影響度や活用性を評価。</p> <p>(5) 上記を総合した SWOT 分析、総合評価結果を整理、今後の評価向上に向けたアドバイスを含み、エグゼグティブサマリーを作成。</p>
4. 評価に使用する資料（提供を依頼する可能性がある資料）	<p>(1) 対象企業の財務諸表</p> <p>(2) 対象企業の事業計画（価値算出時）</p> <p>(3) 対象企業及び同業者、業界に関して公開されている各種情報</p> <p>(4) 日経紙を中心としたプレスリリース情報</p> <p>(5) 知的財産権に関する公開情報 （J-PlatPat、商用データベース等）</p>
5. 関連すると思われる評価実績	<p>(1) 事業性評価を含む鑑定書の作成 集合動産・個別動産における動産評価鑑定書の発行累計 808 件 （内、太陽光発電所における動産評価鑑定書の発行累計 64 件） 平成 27 年度実績 集合動産・個別動産における動産評価鑑定書 発行 213 件 （内、太陽光発電所における動産評価鑑定書 発行 30 件）</p> <p>(2) 各種特許情報の調査、分析及び特許マップの作成 電気、電子、機械、物理、材料などを中心に年間 300 テーマ以上の実績</p> <p>(3) 各種ビッグデータの解析、新規事業の企画・提案コンサルティング</p> <p>(4) 事業性評価アドバイザー養成認定講座の開催、資格認定</p> <p>(5) 動産評価アドバイザー養成認定講座の開催、資格認定</p>
6. その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的財産とともに、動産及び売掛債権の評価も可能（別途費用を頂戴いたします）。</li> <li>・業績の推移は公開されている場合に記載いたします。</li> <li>・知財・技術等、事業・ビジネスモデルの定量評価は、依頼案件により算出できない場合があります。</li> <li>・評価情報は原則、公開情報を基本としますが、状況に応じて対象企業へ電話等でヒアリングをする場合があります。従いまして、調査会社の特徴の中で『評価書作成時の対象会社へのアンケート調査の実施の（無）』の件については、ご了解願います。</li> <li>・当社の知的財産については以下の通りです。 商標『事業性評価アドバイザー』（商願 2015-70275 号） 商標『動産評価アドバイザー』（登録第 5500031 号） 特許『動産評価方法』（特許第 4646996 号） 特許『動産評価方法および動産評価システム』（特許第 4219382 号）</li> </ul>

⑨調査会社 I

<p>1. 評価書に記載される項目</p>	<p>(1) 評価の目的  (2) 評価書の構成  (3) 評価対象企業の概要  (4) 保有知的資産の概要と特記事項  (5) 総合評価  ・全体評価  ・分野別の平均点と評価のポイント  ・課題と今後の方向性  ・評価項目における点数をレーダーチャートに表現  (6) 個別の評価項目  ・知的財産権の取り組み  ・権利自体の評価  ・活用特許の特徴  ・特許の市場性・競合性  ・特許の実現性</p>
<p>2. 評価書作成にあたっての諸条件</p>	<p>(1) 対象企業への訪問ヒアリング調査：あり  (2) 対応が難しい業種：なし  (3) 金銭的な価値の算出：あり（ただし、評価対象企業からの情報提供がない場合は算出しない）  (4) 評価書作成に要する期間：概ね 15 日</p>
<p>3. 評価の流れ</p>	<p>(1) 対象企業へ訪問し、保有技術や知財などについて評価項目ごとにヒアリングを実施する。  (2) 保有する知財がビジネス性を有しているか否かなどに関しては、公開情報や提供資料などを活用し総合的に判断して評価点を付ける。  (3) 総合評価をパテントマップなどで表現して実施する。  (4) 課題と今後の方向性について記載する。</p>
<p>4. 評価に使用する資料（提供を依頼する可能性がある資料）</p>	<p>(1) 対象企業の事業概要（パンフレットなど）  (2) 特許に関しては、特許情報プラットフォーム  (3) 市場に関しては、業種別審査辞典、各種市場調査情報  (4) 技術に関しては、文献、学術雑誌など  (5) その他インターネット情報など</p>
<p>5. 関連すると思われる評価実績</p>	<p>(1) 技術評価書作成（既存事業）：融資、マッチングなどに活用  (2) 技術市場評価書作成（新規事業）：融資、M&amp;Aなどに活用  (3) 知的資産経営報告書作成：対外的PR，社内教育などに活用</p>
<p>6. その他の情報</p>	<p>評価書作成に関しては、弁理士、技術士、中小企業診断士などの有資格者が実施する。</p>

⑩調査会社 J

<p>1. 評価書に記載される項目</p>	<p>(1) 対象会社の概要</p> <p>(2) 評価する権利の明示</p> <p>(3) 対象会社の出願動向</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象会社の特許出願件数推移グラフ</li> <li>・対象会社の特許出願の技術分野グラフ</li> </ul> <p>(4) 対象となる知的財産権の明示</p> <p>(5) 評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定性的評価と定量的評価による総合評価額（対象権利の利益償還見込額）</li> </ul> <p>(6) 本評価のあらまし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価額の算定方法</li> </ul> <p>(7) 定性的評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価手法</li> <li>・評価項目</li> <li>・権利の法的安定性</li> <li>・権利の広狭</li> <li>・権利の実質的残存期間</li> <li>・技術的な強さ</li> <li>・侵害対応の容易性</li> <li>・権利制約要因の有無</li> <li>・第三者の権利取得困難性</li> <li>・複合権利の有無</li> <li>・定性的評価の総合判定</li> </ul> <p>(8) 定量的評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価手法</li> <li>・定量的評価の判定</li> </ul>
<p>2. 評価書作成にあたっての諸条件</p>	<p>(1) 対象企業への訪問ヒアリング調査：あり</p> <p>(2) 対応が難しい業種：化学、バイオ</p> <p>(3) 金銭的な価値の算出：あり</p> <p>(4) 評価書作成に要する期間：評価対象企業への事前アンケートの回答書を受領後にヒアリング実施。その後、概ね10日以内に作成</p>
<p>3. 評価の流れ</p>	<p>(1) ヒアリング調査および公開情報・提供資料をもとに、対象企業の事業内容、権利内容を把握</p> <p>(2) 上記結果に基づき業界動向、技術動向などを定性的に判断</p> <p>(3) 免除ロイヤルティ法による定量的判断に定性的判断によって評価した点数を乗じて定量的判断を保守的に最終評価</p>
<p>4. 評価に使用する</p>	<p>(1) 対象企業の事業計画とヒアリング回答内容</p>

資料（提供を依頼する可能性がある資料）	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 知的財産に関する公開情報（J-PlatPat 等）</li> <li>(3) 対象企業及び同業者、業界に関して公開されている各種資料</li> </ul>
5. 関連すると思われる評価実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 会社分割、M&amp;A等の資料作成実績</li> <li>(2) 国外知的財産業務に通暁しており、海外取引の多い企業の評価等が得意</li> <li>(3) クールジャパン関連のコンテンツ評価等でも実績</li> </ul>
6. その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 融資業務に精通したスタッフができるだけ融資判断に役立つ用語を使って説明</li> <li>(2) 会計保守主義の観点から評価</li> <li>(3) 知的財産権のデューデリジェンス資料作成実績あり</li> </ul>

⑩調査会社 K

<p>1. 評価書に記載される項目</p>	<p>(1) 特許・実用新案の有効な権利数 ⇒【ステータス別件数グラフ】</p> <p>(2) 技術開発の盛り上がり度 ⇒【出願件数推移グラフ】</p> <p>(3) 市場における対象企業の優位期間 ⇒【保有特許・実用新案の将来における残存件数グラフ】</p> <p>(4) 開発予算の変動 ⇒【発明者数推移グラフ】</p> <p>(5) 開発キーパーソンの抽出 ⇒【出願上位発明者の出願件数グラフ】</p> <p>(6) パートナー企業の抽出 ⇒【共同出願人別出願件数グラフ】</p> <p>(7) 同業他社の抽出 ⇒【対象企業出願に対する特許庁審査官による引用関係グラフ】</p> <p>(8) 対象企業の技術内容 ⇒【対象企業の全特許・実用新案要約リスト】</p> <p>(9) 同業他社の技術内容 ⇒【対象企業出願に対する 審査官引用・被引用文献要約リスト】</p>
<p>2. 評価書作成にあたっての諸条件</p>	<p>(1) 対象企業への訪問ヒアリング調査：なし</p> <p>(2) 対応が難しい業種：なし</p> <p>(3) 金銭的な価値の算出：なし</p> <p>(4) 評価書作成に要する期間：2週間以内</p>
<p>3. 評価の流れ</p>	<p>(1) 対象企業の社名、代表者名、保有技術の確認</p> <p>(2) 特許・実用新案検索データベースから対象企業のデータを抽出</p> <p>(3) 統計処理し、レポート化</p>
<p>4. 評価に使用する資料（提供を依頼する可能性がある資料）</p>	<p>(1) 特許・実用新案に関する公開情報</p>
<p>5. 関連すると思われる評価実績</p>	<p>(1) 銀行系投資会社からの依頼による技術系中小企業の技術評価</p> <p>(2) 大手メーカーによる M&amp;A のための企業探索及び同評価</p> <p>(3) 大手商社による投資先選定のための海外企業探索及び同評価</p> <p>(4) ハイテクベンチャーが保有する特許の価格算定</p>
<p>6. その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平易な表現、迅速な情報提供が特徴。</li> <li>・レポートを読み解くために必要な知的財産関連の知識は全て脚注に記載。</li> </ul>



⑫調査会社 L

<p>1. 評価書に記載される項目</p>	<p>(1) 企業の概要</p> <p>(2) 保有特許/商品の評価（標準分析）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料 1「特許一覧表」（出願番号、登録番号、登録日、満了日、発明の名称、発明者、共願者、権利者、現在の(生死)状況、特許力偏差値、経済的価値）…経済的価値はオプション</li> <li>・資料 2「特許出願、登録件数の推移」</li> <li>・資料 3「各種特許マップ」…指定の競合企業について             <ul style="list-style-type: none"> <li>資料 3-1「出願人別技術分野別特許出願件数」</li> <li>資料 3-2「出願年別出願人別特許出願件数」</li> <li>資料 3-3「出願年別技術分野別特許出願件数」</li> <li>資料 3-4「出願人別技術キーワード別優劣グラフ」</li> </ul> </li> <li>・資料 4「各種特許力偏差値マップ」…指定の競合企業について             <ul style="list-style-type: none"> <li>資料 4-1「出願人別特許力偏差値マップ」</li> <li>資料 3-2「出願人別ランク別特許保有件数」</li> </ul> </li> </ul> <p>(3) オプション（追加分析）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特許の経済的価値評価</li> <li>・特許力偏差値分析</li> <li>・事業に関する SWOT 分析</li> </ul>
<p>2. 評価書作成にあたっての諸条件</p>	<p>(1) 対象企業への訪問ヒアリング調査：原則なし。対象企業への書面によるアンケート調査と対象企業からの提供資料を基本とします。必要に応じて、電話ヒアリング、訪問ヒアリングを行うことがあります</p> <p>(2) 対応が難しい業種：なし</p> <p>(3) 金銭的な価値の算出：あり。但し、「特許の経済価値評価」をオプションとして追加した場合のみ算出します</p> <p>(4) 評価書作成に要する期間： 概ね 2～3 週間程度</p>
<p>3. 評価の流れ</p>	<p>(1) 公開企業情報や提供資料をもとに各種情報を把握します</p> <p>(2) 海外を含む独自のデータベース・分析ツールに加えて、提携する各種公開データベース等を用いて出願人別・出願年別・技術分野別等の適宜適切な特許 Map 等で表して、出願動向等を見える化します</p> <p>(3) 独自の特許価値分析ツールを用い、対象企業の保有特許が属する技術分野の全特許を母集団として、特許価値の相対評価を行い、特許力偏差値を算定します</p> <p>(4) 算出した特許力偏差値から技術競争力をポートフォリオ Map 等で表して、企業間の競争力を見える化します</p> <p>(5) 特許力偏差値からロイヤルティ免除法によって特許の経済価値評価を算定します</p>

4. 評価に使用する資料（提供を依頼する可能性がある資料）	(1) 対象企業の事業、財務に関する公開情報 (2) 対象企業の事業計画（予算） (3) 知的財産に関する公開情報 (4) 対象企業及び同業者、業界に関して公開されている各種資料
5. 関連すると思われる評価実績	(1) 特許マップ作成の実績 ・実績がある業種・業界：機械・材料系、電気・IT系、医薬、化学、バイオ、環境関連など全分野 (2) 調査・解析の実績 ・実績がある調査・解析の目的：業界動向分析、競合他社との比較分析、特定技術分析、重要特許の特定など (3) 特許情報活用の実績 ・特許調査・解析等の特許情報の活用に加えて、技術文献やマーケティングの領域まで踏み込んだ分析の実績があります（平成25年度一般財団法人日本特許情報機構の理事長賞受賞）

⑬調査会社 M

<p>1. 評価書に記載される項目</p>	<p>(1) 評価結果の要約  (2) 基礎資料  ① 対象企業概要  ② 業績・事業計画  ③ 技術・製品の概要  ④ 保有知財の概要  ⑤ 競合企業の概要  (3) 事業性評価  ① 市場性評価  ② 競合優位性評価（技術・ビジネスモデル等）  ③ 知財評価  ・定性的評価（保有件数によってはパテントマップ作成）  ・金銭的価値評価  (4) 成長性のための課題</p>
<p>2. 評価書作成にあたっての諸条件</p>	<p>(1) 対象企業への訪問ヒアリング調査：あり  (2) 対応が難しい業種：製薬、バイオ  (3) 金銭的な価値の算出：あり  (4) 評価書作成に要する期間：評価対象企業へのヒアリング実施後、概ね3週間程度</p>
<p>3. 評価の流れ</p>	<p>(1) ヒアリングによる対象企業の知財や技術の強みの調査  (2) 知財や製品市場の公開データの調査・分析  (3) ヒアリングや調査データに基づく強み、課題等の分析  (4) ヒアリングや調査に基づく前提から事業性を評価</p>
<p>4. 評価に使用する資料（提供を依頼する可能性がある資料）</p>	<p>(1) 対象企業の決算書及び事業計画  (2) 対象企業の製品・技術概要  (3) 特許等の知的財産の公開データ（J-PlatPat等）  (4) 対象企業・業界に関して公開されている各種資料</p>
<p>5. 関連すると思われる評価実績</p>	<p>(1) 特許の動向分析業務など多数（パテントマップ作成等）  (2) 知的財産の経済的価値評価業務</p>
<p>6. その他の情報</p>	<p>・知財コンサル企業出身の弁理士・公認会計士により評価を実施。</p>

## 6. 問い合わせ先

(特許庁受託事業) 中小企業知財金融促進事業事務局  
 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社  
 知的財産コンサルティング室 担当：上野（うへの）  
 〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2 オランダヒルズ森タワー  
 TEL: 03-6733-1405 E-mail: ipf@murc.jp

### 【参考】 平成 27 年度の支援実績について

平成 27 年度は 63 の金融機関からの依頼に基づいて、150 件の知財ビジネス評価書を作成しました。

#### 平成27年度知財ビジネス評価書 提供金融機関

63機関に150件の評価書を提供  
 (26年度実績 22機関51件)



<b>北海道</b>	1機関
(地銀)北洋銀行	
<b>東北</b>	5機関
(地銀)秋田銀行、荘内銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行	
<b>関東</b>	25機関
(都市銀)みずほ銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行 (地銀)群馬銀行、千葉興業銀行、山梨中央銀行、八十二銀行、静岡銀行、京葉銀行、東京スター銀行長野銀行、静岡中央銀行 (信金)鹿沼相互信用金庫、横浜信用金庫、かながわ信用金庫、朝日信用金庫、さわやか信用金庫、東京シティ信用金庫、東京東信用金庫、東京信用金庫、城北信用金庫、巣鴨信用金庫、長野信用金庫、磐田信用金庫、遠州信用金庫 (政府系)日本政策金融公庫、商工組合中央金庫	
<b>中部</b>	9機関
(地銀)大垣共立銀行、百五銀行、愛知銀行、名古屋銀行、北陸銀行 (信金)新湊信用金庫、大垣信用金庫、高山信用金庫、北伊勢上野信用金庫	
<b>近畿</b>	6機関
(地銀)近畿大阪銀行、福邦銀行 (信金)奈良中央信用金庫、神戸信用金庫、播州信用金庫、兵庫信用金庫、尼崎信用金庫、西兵庫信用金庫、但陽信用金庫 (信組)兵庫県信用組合	
<b>中国</b>	5機関
(地銀)鳥取銀行、山陰合同銀行、中国銀行、山口銀行、もみじ銀行	
<b>四国</b>	2機関
(地銀)百十四銀行、四国銀行	
<b>九州</b>	3機関
(地銀)肥後銀行、大分銀行、豊和銀行	
<b>沖縄</b>	1機関
(地銀)琉球銀行	